

# 駐車対策の現状について

---

国土交通省 都市局  
街路交通施設課  
平成28年 2月17日

1. 自動二輪車駐車対策
2. 荷捌き駐車対策
3. 路外駐車場のバリアフリー化
4. 駐車施設附置義務の弾力化
5. 駐車場法施行令の改正

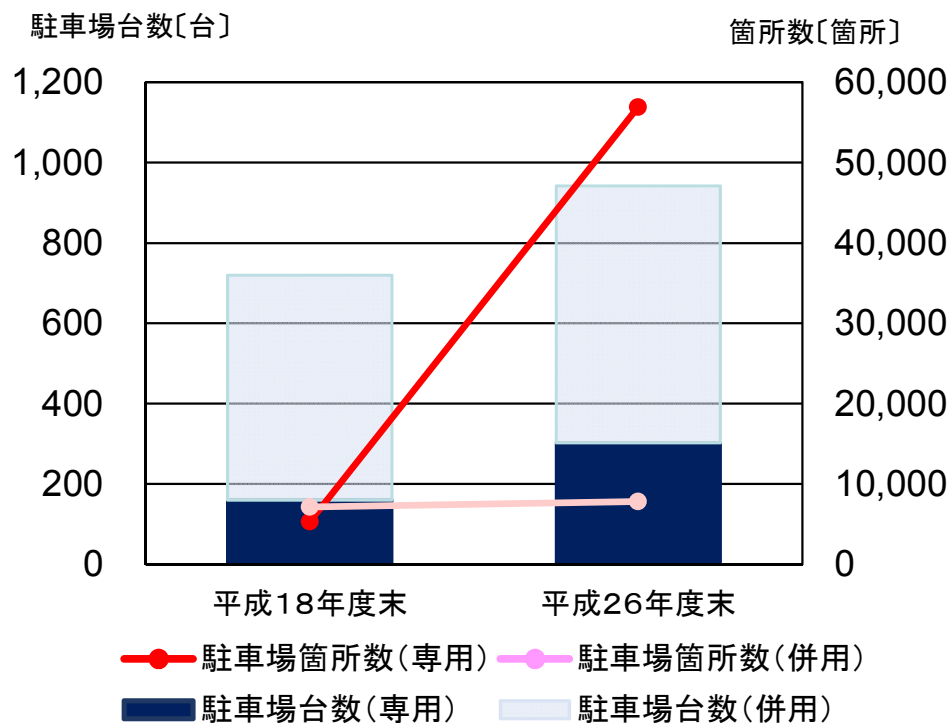
# 1. 自動二輪車駐車対策

---

# 自動二輪車駐車場の整備状況

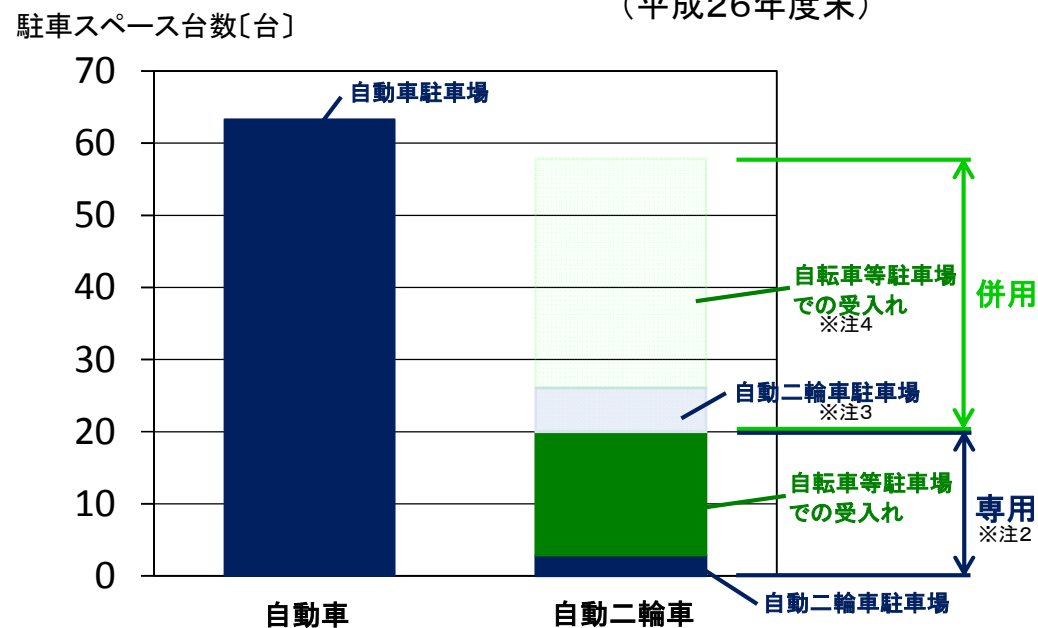
- 平成18年、駐車場法改正により、駐車場法の対象に自動二輪車を追加。
- 平成26年度末現在、全国の自動二輪車駐車場(専用)は、約1,100箇所、約15千台。  
(最近8年間で、自動二輪車駐車場(専用)の箇所数は約11倍に、駐車場台数は約2倍に増加)
- ただし、保有台数あたりの駐車スペース台数は、自動車と比較すると、まだ少ない水準。

### 自動二輪車駐車場の箇所数・駐車場台数



注1 駐車場の箇所数及び台数は、都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車施設及び路上駐車場の合計値。  
 注2 専用は、自動二輪車のみが駐車可能なスペース。  
 注3 併用は、自動二輪車及び自動車とともに駐車可能なスペース。

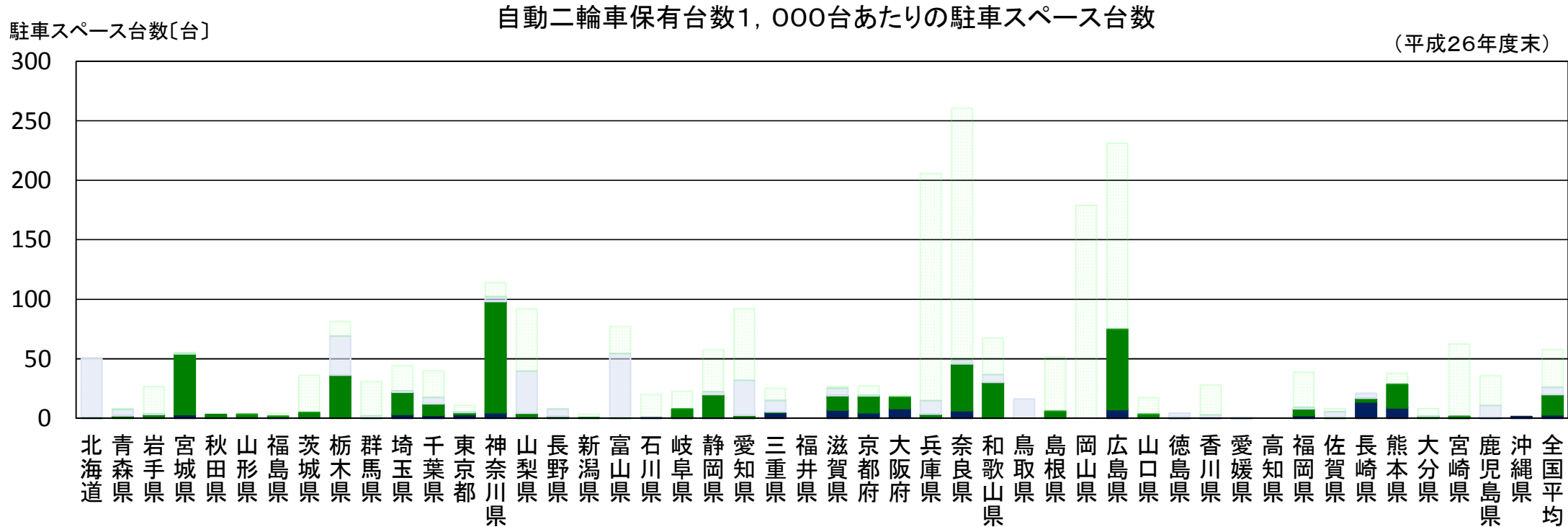
### 保有台数1,000台あたりの駐車スペース台数 (平成26年度末)



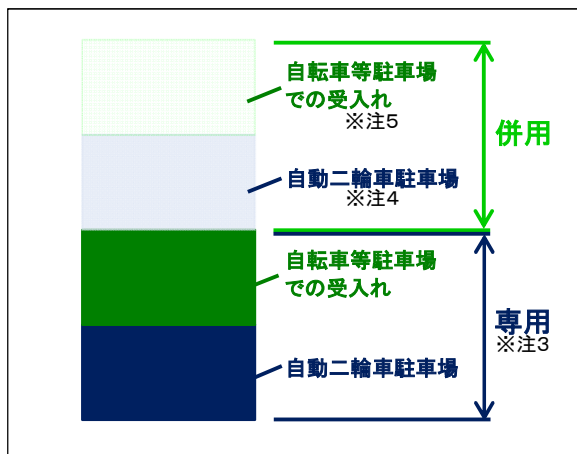
注1 駐車場の台数は、都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車施設及び路上駐車場の合計値。  
 注2 専用は、自動二輪車のみが駐車可能なスペース。  
 注3 併用(自動二輪車駐車場)は、自動二輪車及び自動車とともに駐車可能なスペース。  
 注4 併用(自転車等駐車場での受入れ)は、自動二輪車及び自転車がともに駐車可能なスペース。  
 注5 自転車等駐車場での受入れにおいては、専用については約7割、併用については約4割が、125cc以下限定の受入れ。  
 注6 各数値は、「自動車保有車両数 月報」(一般財団法人自動車検査登録情報協会)、総務省自治税務局市町村税課資料及び国土交通省調べによる。

# 自動二輪車駐車スペースの整備状況

○ 都道府県ごとの整備状況は、差のある状況となっている。



【凡例】



- 注1 各数値は、「自動車保有車両数 月報」(一般財団法人自動車検査登録情報協会)、総務省自治税務局市町村税課資料及び国土交通省調べによる。
- 注2 駐車スペース台数は、自動二輪車駐車場(都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車施設及び路上駐車場)の台数及び自転車等駐車場での受入れ台数の合計値。
- 注3 専用は、自動二輪車のみが駐車可能なスペース。
- 注4 併用(自動二輪車駐車場)は、自動二輪車及び自動車とともに駐車可能なスペース。
- 注5 併用(自転車等駐車場での受入れ)は、自動二輪車及び自転車がともに駐車可能なスペース。
- 注6 自転車等駐車場での受入れ台数については、125cc以下限定の受入れ台数も含む。

# 附置義務条例の策定・改正による駐車施設の整備

○ 一定規模以上の建築物に対しては**附置義務条例を制定・改正**し、自動二輪車の駐車スペースを確保することが可能です。(平成26年度末現在、自動二輪車駐車場(専用)が全体で約1,100箇所のうち、約860箇所が附置義務駐車施設として整備)

## ◆事例 条例改正による駐車施設の附置義務化

自動二輪車駐車施設を設置している建築物を対象に、床面積や利用実態等について調査・分析を行った上で、**駐車場条例を改正**し、一定規模以上の建築物の新築又は増改築時における自動二輪車駐車施設の附置を義務付けた。

(京都市)

自動二輪車の路上駐車実態や建築物敷地内への駐車実態、建物床面積の集計値等から推計を行った上で、**建築物に附置すべき駐車施設に関する条例を改正**し、一定規模以上の建築物の新築又は増改築時における自動二輪車駐車施設の附置を義務付けた。

(神戸市)

### 建築物に附置すべき駐車施設に関する条例(抜粋)(神戸市)

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(7) 略

(8) 特定自動二輪車 駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第7条第1項第5イに規定する特定自動二輪車をいう。

(9) 略

(建築物の新築の場合の特定自動二輪車のための駐車施設の附置)

第4条の2 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域において、特定部分の延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、(あ)項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(い)項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(…略)の台数以上の規模を有する特定自動二輪車のための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

…略

## ○附置義務駐車場条例

**自動二輪車附置義務適用:8都市(平成27年12月末現在)**

→ 塩竈市(19.2.22施行)、横浜市(19.12.1施行)、川崎市(20.4.1施行)、大阪市(20.6.1施行)、さいたま市(21.4.1施行)、川崎市(24.7.1施行)、京都市(26.10.1施行)、神戸市(27.12.18施行)

条例改正検討都市:千葉市、浜松市、岡山市、広島市、長崎市

※ 東京都では、区市が低炭素まちづくり計画を策定することで、自動二輪車駐車場附置の義務化等が可能となっている(平成26年4月1日より改正都条例施行)

対象区域:駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域の場合 ※1

	百貨店・その他の店舗		事務所		左記以外の特定用途	
	附置義務建築物の規模	附置基準	附置義務建築物の規模	附置基準	附置義務建築物の規模	附置基準
塩竈市※2	1,000㎡超	3,000㎡毎に1台	1,000㎡超	8,000㎡毎に1台	1,000㎡超	8,000㎡毎に1台
横浜市※2	1,000㎡超	3,000㎡毎に1台	1,000㎡超	3,000㎡毎に1台	1,000㎡超	10,000㎡毎に1台
川崎市※2	1,500㎡超	3,000㎡毎に1台	1,500㎡超	3,000㎡毎に1台	1,500㎡超	8,000㎡毎に1台
大阪市	①2,000㎡超 ～3,000㎡以下	一律一台	①2,000㎡超 ～3,000㎡以下	一律一台	①2,000㎡超 ～6,500㎡以下	一律一台
	②3,000㎡超	3,000㎡毎に1台	②3,000㎡超	3,000㎡毎に1台	②6,500㎡超	6,500㎡毎に1台
さいたま市※2	1,500㎡超	3,000㎡毎に1台	1,500㎡超	3,000㎡毎に1台	1,500㎡超	8,000㎡毎に1台
川崎市	1,500㎡超	3,000㎡毎に1台	1,500㎡超	3,000㎡毎に1台	1,500㎡超	8,000㎡毎に1台
京都市	2,000㎡超	3,000㎡毎に1台	2,000㎡超	8,000㎡毎に1台	2,000㎡超	8,000㎡毎に1台
神戸市	1,500㎡超	3,000㎡毎に1台	1,500㎡超	6,000㎡毎に1台	1,500㎡超	6,000㎡毎に1台

※1 川崎市:商業地域・近隣商業地域の場合

※2 延床面積が6,000㎡未満の場合に緩和措置有



# 既存自転車駐車場における自動二輪車の受入れ等

## ■ 既存自転車駐車場における自動二輪車の受入れ

○ 都市内の自動二輪車や自転車の駐車需要を踏まえつつ、**自転車駐車場において自動二輪車を受入れる**ことにより、自動二輪車の駐車スペースを確保することが望ましい。

◆ 既設自転車駐車場(屋内)で受け入れた事例



◆ 既設自転車駐車場(道路上)で受け入れた事例



## ■ 既存自動車駐車場における自動二輪車の受入れ

○ 駐車需要の高い駅前等では、既存の駐車場等の**スペースの有効活用**を図ることにより、自動二輪車の駐車スペースを確保することが可能。

◆ 機械式立体駐車場の敷地内に整備した事例



◆ 公共駐車場(地下)に整備した事例



## ■ 自動二輪車利用者に届く広報・PR

○ 駐車スペースの確保、利用環境の整備のほか、**利用者の目に届くようなPR活動**をすることも同様に重要。

◆ 横浜市HP

No.	駐車場名	住所(〒4000000)	駐車台数(台)	受付時間	受入れ方法	営業時間
1	レーパーパーク札幌	北5条西1丁目	207-5088	8:00~18:30	自転車専用	8:00~18:30
2	ビックキャン 88北4条駐車場	北4条西6丁目	232-9188	自転車専用	24時間	
3	南2タカカワパーキング	南2条西3丁目1	222-5432	自転車専用	7:00~22:00 日・祭 6:30~20:30	
4	北一東地下駐車場	北1条西6丁目1-2	290-5908	自転車専用	13:01~22:00	
5	カピスパーク1・1	南1条西1丁目	218-6710	自転車専用	7:00~24:00	
6	北3条パーキング	南2条西1丁目8	221-2958	自転車専用	8:00~23:00	
7	南瀬パーク西2西4	南2条西4丁目18	221-4481	自転車専用	8:00~23:00	
8	ベルパーク 南2条西	南2条西7丁目10-1	598-9016	自転車専用	7:00~24:00	
9	南瀬パーク西2西7	南2条西7丁目3	231-8366	自転車専用	8:30~21:30	
10	南瀬パーク南3西7	南3条西7丁目2	272-7447	自転車専用	8:30~21:30	
11	ベルパーク 東5	南5条西3丁目1	562-4088	自転車専用	24時間	
12	北パーキング6東	南6条西5丁目7-1	531-8907	自転車専用	24時間	
13	北パーキング7東	南7条西5丁目4-1	512-4600	自転車専用	9:00~25:00	
14	北沢パーキング	南7条西5丁目1-1	511-0311	自転車専用(1階)	24時間	

◆ 東京都道路整備保全公社HP

東京都道路整備保全公社 HP

主要エリアから探す

- 新宿駅 | 渋谷駅 | 池袋駅
- 六本木 | 原宿駅 | 東京駅
- 銀座 | 秋葉原 | 神保町
- 北千住 | 上野駅 | 羽田空港
- 吉祥寺駅 | 町田駅 | 八王子駅

都心部から探す

都心部にある主要な駅やランドマーク周辺の自動二輪車駐車場が検索できます。

都内全域から探す

都内・市町村からご利用になりやすい地域の自動二輪車駐車場が検索できます。

23区

検索

検索

スマートライダー

あなたも今日からスマートライダー

プレゼント

ライブカメラ中継中

オートバイク駐車場

東京都道路整備保全公社

◆ 札幌市 都心部 自動二輪車受け入れ駐車場マップ

札幌市 都心部 自動二輪車受け入れ駐車場マップ (平成27年7月現在)

下記の駐車場では、自動二輪車の受け入れをしています。料金や空き状況の確認は、各駐車場に直接お問い合わせください。

No.	駐車場名	住所(〒0000000)	駐車台数(台)	受付時間	受入れ方法	営業時間
1	レーパーパーク札幌	北5条西1丁目	207-5088	8:00~18:30	自転車専用	8:00~18:30
2	ビックキャン 88北4条駐車場	北4条西6丁目	232-9188	自転車専用	24時間	
3	南2タカカワパーキング	南2条西3丁目1	222-5432	自転車専用	7:00~22:00 日・祭 6:30~20:30	
4	北一東地下駐車場	北1条西6丁目1-2	290-5908	自転車専用	13:01~22:00	
5	カピスパーク1・1	南1条西1丁目	218-6710	自転車専用	7:00~24:00	
6	北3条パーキング	南2条西1丁目8	221-2958	自転車専用	8:00~23:00	
7	南瀬パーク西2西4	南2条西4丁目18	221-4481	自転車専用	8:00~23:00	
8	ベルパーク 南2条西	南2条西7丁目10-1	598-9016	自転車専用	7:00~24:00	
9	南瀬パーク西2西7	南2条西7丁目3	231-8366	自転車専用	8:30~21:30	
10	南瀬パーク南3西7	南3条西7丁目2	272-7447	自転車専用	8:30~21:30	
11	ベルパーク 東5	南5条西3丁目1	562-4088	自転車専用	24時間	
12	北パーキング6東	南6条西5丁目7-1	531-8907	自転車専用	24時間	
13	北パーキング7東	南7条西5丁目4-1	512-4600	自転車専用	9:00~25:00	
14	北沢パーキング	南7条西5丁目1-1	511-0311	自転車専用(1階)	24時間	

作成：札幌市 市民まちづくり局 総合企画課 交通計画課 電話：011-211-2278

平成22年4月20日

国都街発第6号

各都道府県及び各政令指定都市担当部局長 殿

国土交通省都市・地域整備局  
街路交通施設課長

## 自転車駐車場における自動二輪車の受入れについて(通知)

各位におかれましては、日頃より自転車駐車場行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動二輪車の駐車対策については、従前より、駐車場政策担当者会議等において、各位に対し、その推進を図られるよう周知を行ってきたところですが、未だに不足しており、その充実が求められております。各位におかれては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。)に基づく自転車駐車場の整備等の取組みが進められているものと認識していますが、自転車駐車場における自動二輪車の受入れについても積極的に進めていくことが必要と考えられます。

自転車法では自動二輪車は対象外とされていますが、各地方公共団体においては、**自転車駐車場の管理に関する条例等に自動二輪車を位置づける改正等を行うことにより、自転車駐車場における自動二輪車の受入れが可能**であり、また、このような事例があること(別添事例紹介資料参照)について十分に御認識いただくとともに、**慢性的な自動二輪車の駐車場不足を解消する観点から、自転車駐車場における自動二輪車の受入れを積極的に推進していただきますよう、宜しく願い申し上げます。**

なお、自転車駐車場における自動二輪車の受入れに当たっては、当該自転車駐車場の構造、必要な設備等について、建築基準法、消防法等の関係法令への対応が必要となる場合がありますのでご留意下さい(参考資料参照)。

以上



# 自動二輪車の駐車対策について(通知)

平成23年5月12日  
国都街発第11号

各都道府県及び各政令指定都市担当部局長 殿

国土交通省都市・地域整備局  
街路交通施設課長

## 自動二輪車の駐車対策について(通知)

各位におかれましては、日頃より自転車駐車場行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動二輪車の駐車対策については、従前より、駐車場政策担当者会議等において、各位に対し、その推進を図られるよう周知を行ってきたところですが、未だに不足しており、その充実が求められております。

自動二輪車駐車場の確保のためには、既存の駐車場や自転車駐車場において、自動二輪車を受入れる取組が重要です。以下の三点を参考に、積極的な受入れを進めて頂きますようお願いいたします。

なお、貴管内市区町村(駐車場施策及び自転車駐車場施策担当。政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知徹底方をお願いいたします。

1. 各位におかれては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。)に基づく自転車駐車場の整備等の取組みが進められているものと認識していますが、自転車駐車場における自動二輪車の受入れについても積極的に進めていくことが必要と考えられます。このため、平成22年4月20日付(国都街発第6号)において、街路交通施設課長より「自転車駐車場における自動二輪車の受入れについて」の通知を行ったところですが、引き続き、慢性的な自動二輪車の駐車場不足を解消する観点から、**自転車駐車場における自動二輪車の受入れを積極的に推進していただきますよう、宜しく御礼申し上げます。**

**特に、125ccまでの自動二輪車については、比較的需要が高く、駐車場が不足している状況です。125ccまでの自動二輪車の駐車施設については、平成22年9月末時点において26都市、319箇所の自転車駐車場において約47,000台分が確保されている実績があり、積極的に自転車駐車場の管理条例の改正等による対応を推進して頂きますようお願いいたします。**

# 自動二輪車の駐車対策について(通知)

2. 既設の駐車場および自転車駐車場に自動二輪車を受入れるために改良することと「補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律」第22条の規定に基づく財産処分の規定の関係については次の通りです。これを踏まえ、既設の駐車場及び自転車駐車場への受入れのための改良の取組を積極的に検討されますようお願いいたします。

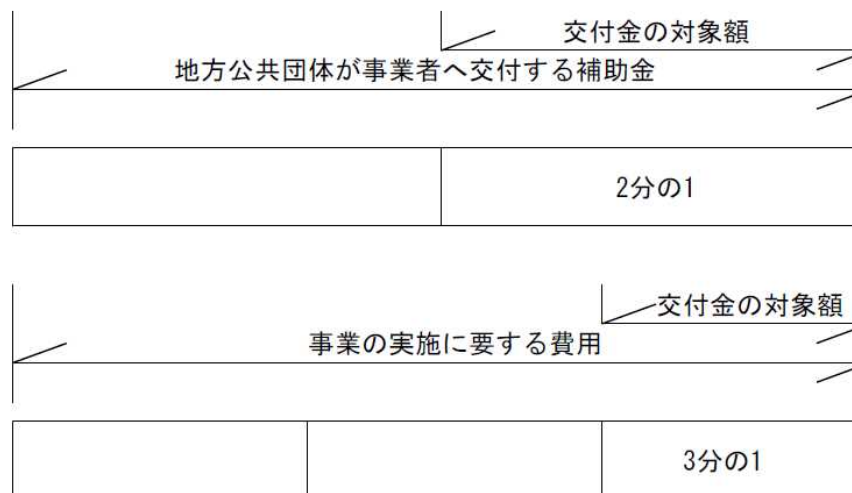
[財産処分の規定について]

補助金等の交付の目的に反して使用しない場合は、当該規定に抵触することはありません。例えば、補助金等の交付の目的が「安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正な分担が図られた交通体系を確立し、もって公共の福祉に寄与すること」などの場合は、自動二輪車を受入れるために改良することが交付の目的に反していると考えません。

3. これまでに国からの補助金が活用されず整備された民間駐車場について、自動二輪車を受入れるための改良について設備投資に係る部分については、社会資本整備総合交付金を活用した助成が可能です。以下を参照し、積極的な活用をお願いいたします。

[社会資本整備総合交付金の活用の考え方]

地方公共団体が当該交付金事業者へ交付する補助金の額の2分の1又は事業の実施に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする



以上

事業名	対象・概要	補助額
<p>都市再生整備計画事業 (社会資本整備総合交付金)</p>	<p>地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的に、地方公共団体が策定する「都市再生整備計画」に位置づけられた駐車場の整備に対する支援。</p>	<p>対象事業費の概ね 4/10 (概ね500台の駐車場の整備に要する費用を限度とし、対象事業費は整備に要する費用の4分の1に相当する額を限度とする)</p>
<p>都市・地域交通戦略推進事業 (社会資本整備総合交付金)</p>	<p>都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系を確立することを目的に、地方公共団体が策定した「立地適正化計画」、「低炭素まちづくり計画」等において位置づけられた駐車場の整備に対する支援。</p>	<p>対象事業費の 概ね 1/3, 1/2 (概ね100台以上の駐車場を対象とし、対象事業費は整備に要する費用の4分の1とする)</p>
<p>道路(街路)事業 (社会資本整備総合交付金)</p>	<p>都市計画道路整備に関する事業等として、地方公共団体が実施する駐車場(道路附属物)の整備に対する支援。</p>	<p>対象事業費の 概ね 5.5/10</p>

## 2. 荷捌き駐車対策

---



## ■ 荷捌き駐車施設の不足

- 商店街等による荷捌きを行う際、荷捌き駐車施設の不足から路上での荷捌きが多く見られる
- 改正道路交通法の施行により、荷捌き駐車施設の不足が顕著となり、整備が求められている
- 快適な歩行空間、円滑な道路交通の確保のために荷捌き駐車対策は重要



荷捌き車両による交通阻害



荷捌き車両による歩行者空間の阻害



## ■ 荷捌き駐車施設の附置

- 平成6年に各地方公共団体が定める附置義務駐車場条例のひな型として通知している標準駐車場条例に、荷捌き駐車施設の附置に関する条項を追加
- 以来、地域の実情に合わせて、必要に応じて荷捌き駐車施設の条項を盛り込むことを推奨
- 平成26年度末現在、附置義務条例の適用のある198の地方公共団体のうち、89の地方公共団体において荷捌き駐車施設に関する条項を規定
- 改正道路交通法の施行に伴い、物流関連の団体等から条例化の促進が求められており、各地方公共団体において条例化の推進をお願いします
- 都市の低炭素化の促進に関する法律及び都市再生特別措置法における駐車場法の特例制度による荷捌き駐車施設の集約化についても、ご検討をお願いします。

# 荷捌き駐車対策

## 荷捌き駐車スペースの整備事例

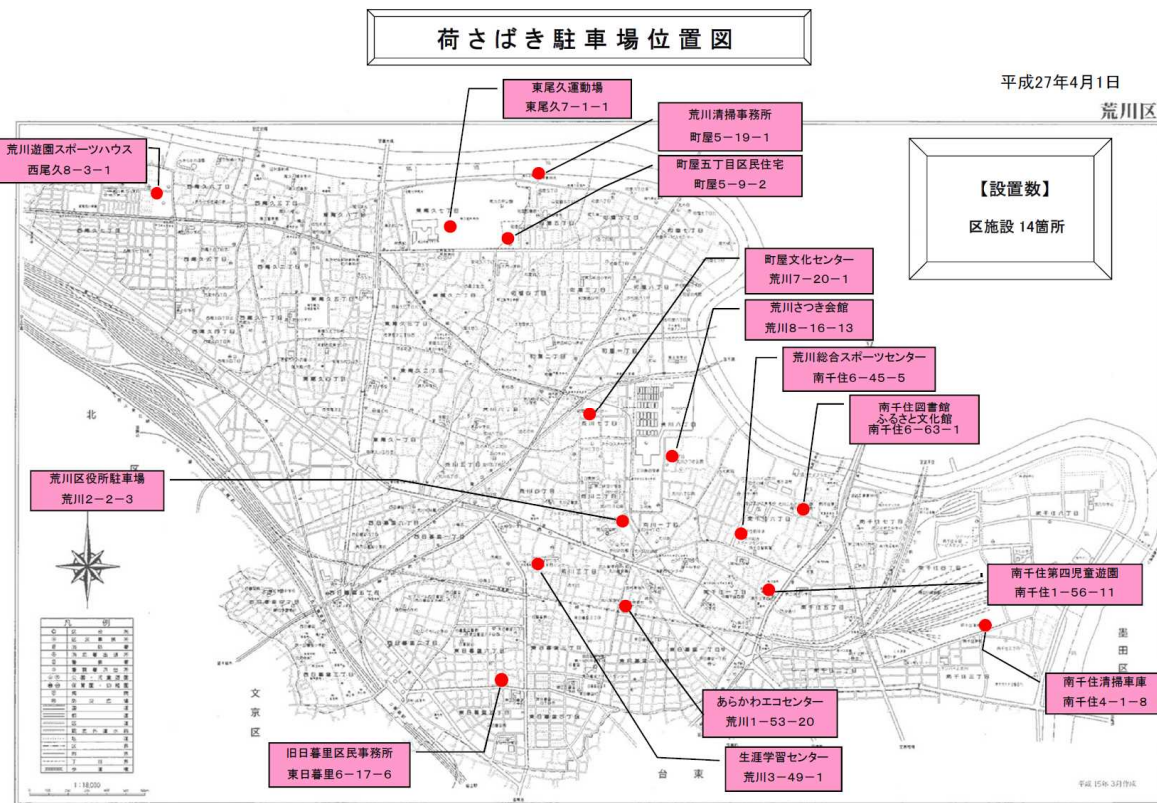
- 荒川区では、集配・福祉・介護等のサービス業務を営む事業者に対して、荷さばきができる駐車スペースを確保
- 利用時間：原則30分以内
- 利用料金：無料



南千住第四児童遊園



あらかわエコセンター



出典：荒川区HP

## 荷捌き駐車施設の整備促進

- 附置義務の対象とならない商店街等については、地域の方々と関係機関が連携し、社会資本整備総合交付金を活用し、共同の荷捌き駐車スペースの確保が可能

# 3. 路外駐車場のバリアフリー化

---



- 平成18年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)施行
- 法の対象に旅客施設、道路、建築物とともに**特定路外駐車場**も追加
- **新設の特定路外駐車場については、移動等円滑化基準への適合義務、既存のものについては、基準適合への努力義務を規定**

- ・ 特に既存の駐車場のバリアフリー化が進むよう、法の主旨の徹底、啓発等が必要
- ・ 特定路外駐車場における車いす使用者駐車施設については、その整備を進めるとともに、**その施設が適正に利用されるよう民間駐車場管理者や利用者に対して啓発をお願いします**

## ■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(抄)

(定義)  
第二条  
一～十 (略)  
十一 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場(道路法第二条第二項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項に規定する公園施設(以下「公園施設」という。)、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)であつて、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。  
十二～二十八 (略)

## ■ 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(抄)

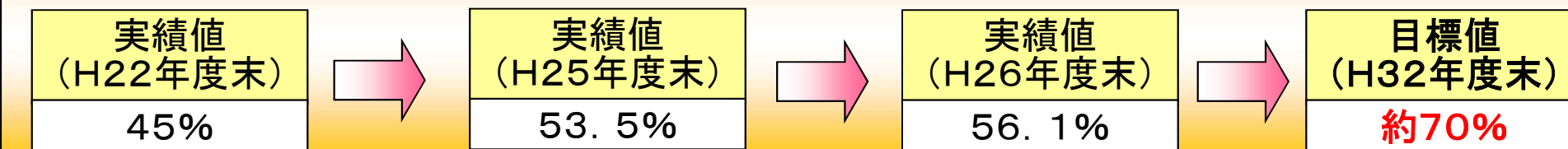
(路外駐車場車いす使用者用駐車施設)  
第二条 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。  
2 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。  
一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。  
二 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。  
三 次条第一項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(路外駐車場移動等円滑化経路)  
第三条 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。  
2 (略)

# 特定路外駐車場のバリアフリー化

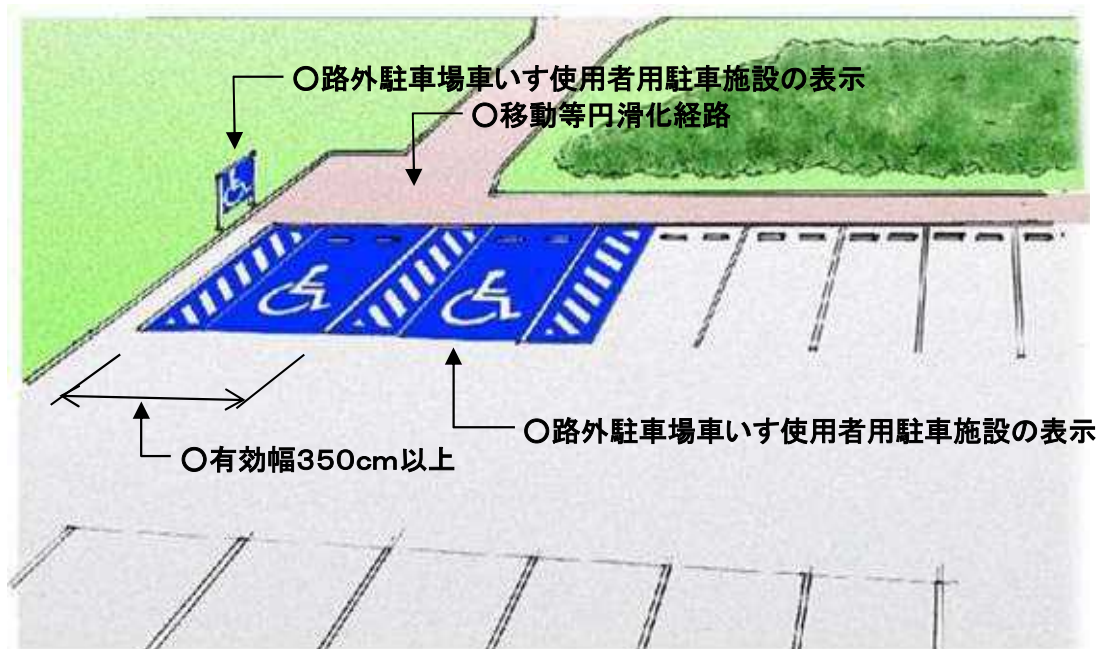
- 移動円滑化の促進に関する基本方針(平成23年3月31日告示)
- 交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)
- 第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)

## 指標：バリアフリー化された特定路外駐車場の割合

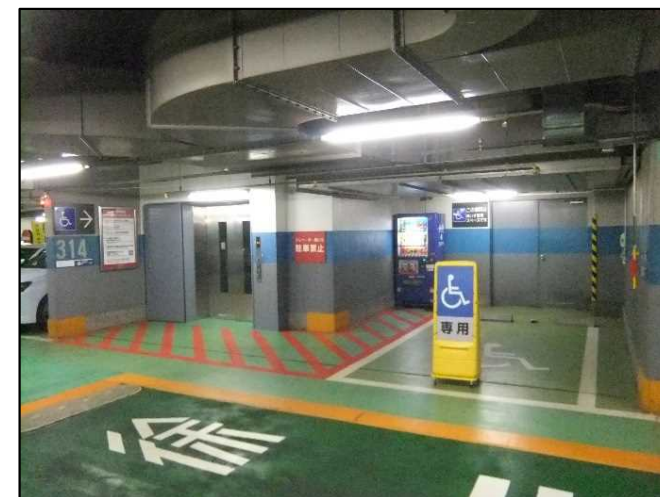


指標の解説:すべての人が安全で快適に利用できるバリアフリー化された特定路外駐車場の増加

### バリアフリー化された路外駐車場のイメージ



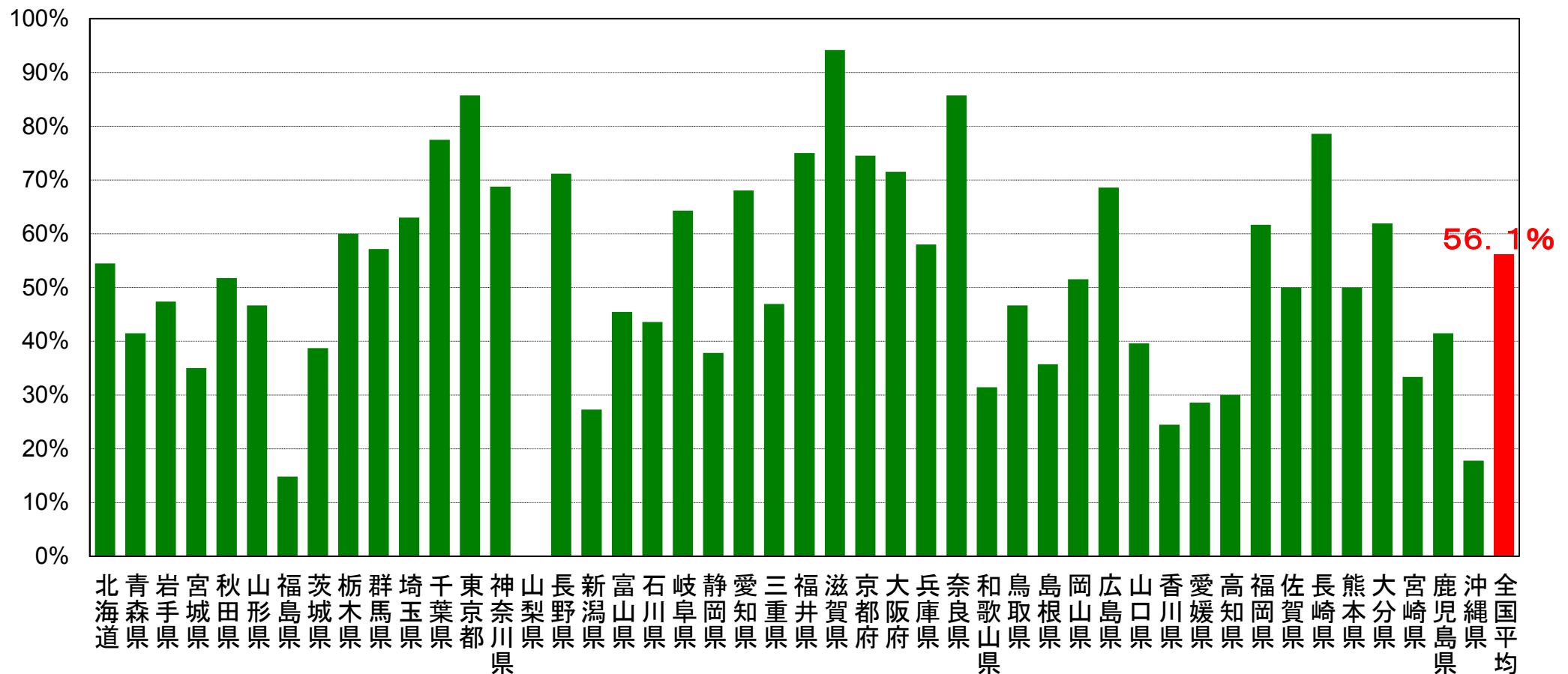
### 整備事例 (エレベーターに近接して設置)



# 特定路外駐車場のバリアフリー化状況

○ 都道府県ごとの特定路外駐車場のバリアフリー化率は、下図のとおりとなっている。

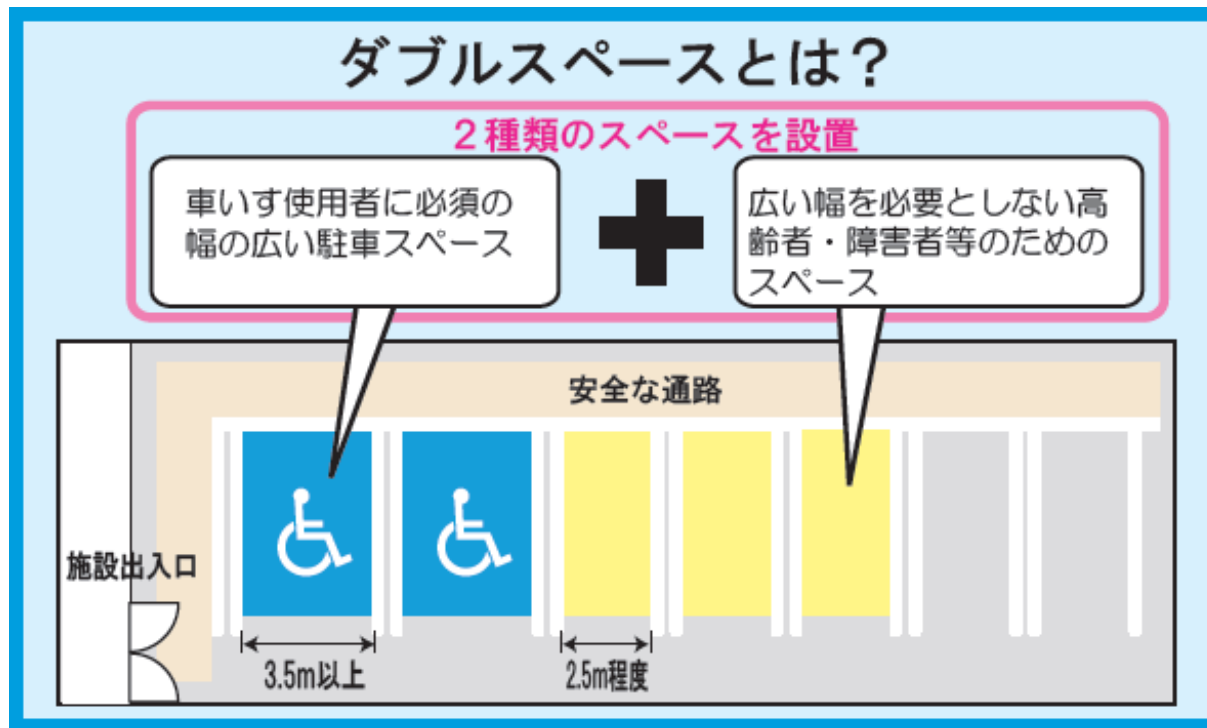
## 都道府県別特定路外駐車場のバリアフリー化率（平成26年度末）



注) 徳島県については、対象となる特定路外駐車場がないため、上図には記載していない。

- 総合政策局による平成22年度調査において、軽度障害者や高齢者用に「通常の幅で施設出入口に近い駐車スペース」を設ける「ダブルスペース」の導入を検討することが有効とされていますので参考にしてください。（下記HP参照）

[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09\\_hh\\_000030.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000030.html)

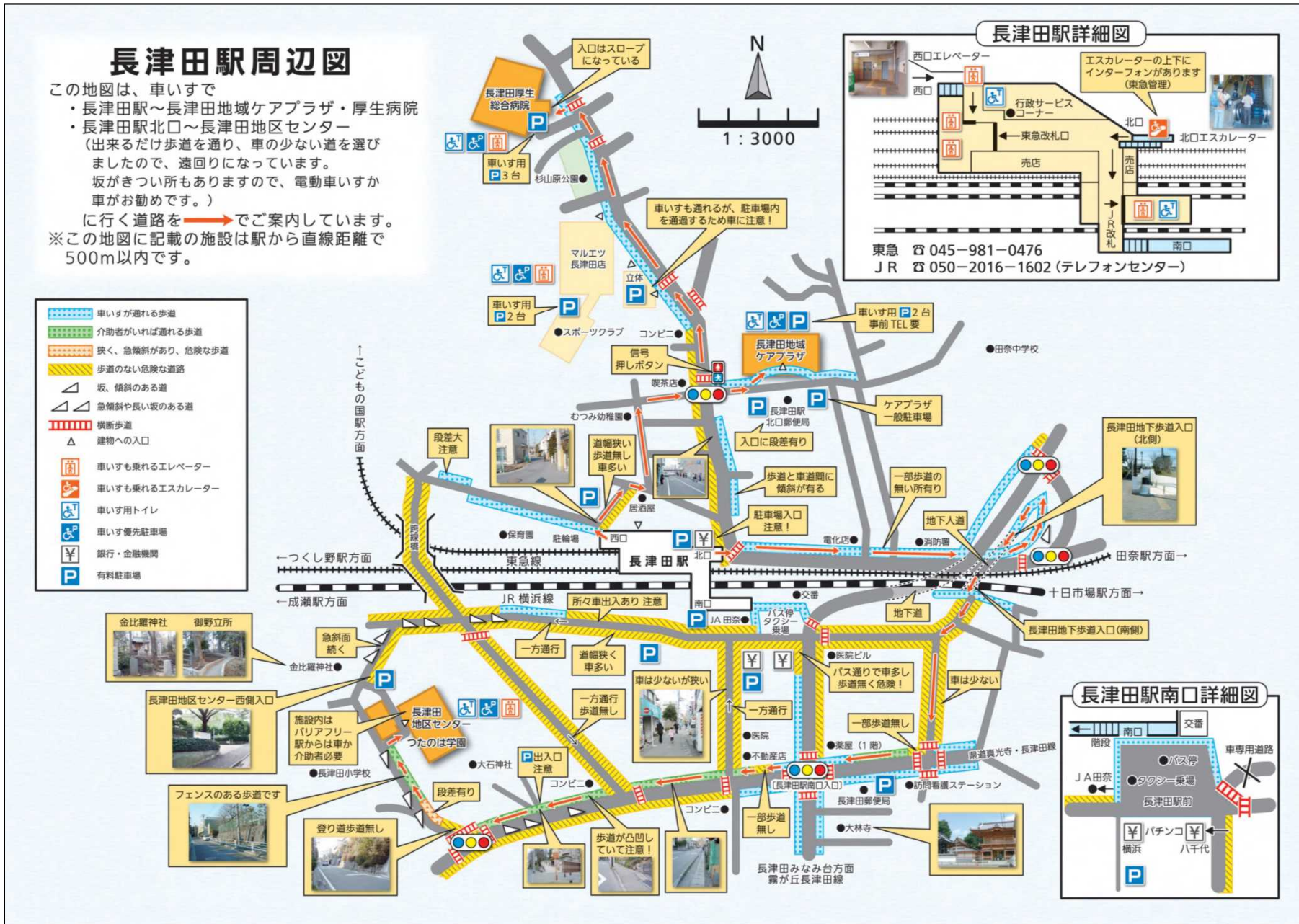


必要なスペースを確保し、障害者や高齢者等の間でも使いやすくする工夫として、軽度障害者や高齢者用に『通常の幅で施設出入口に近い駐車スペース』を設ける『ダブルスペース』の導入を検討することが有効。



# (参考)車いすガイドマップ

## ○ 駐車場も含めたまち全体でのバリアフリー化が有効



○ 移動円滑化基準への適合だけでなく、無人精算機におけるユニバーサル対応も必要

## ■ 市営駐車場におけるユニバーサル対応型精算機の設置例

- ・ 料金の投入口等が全体的に低い位置に設置されているとともに、大型ディスプレイやカメラ、インターホンの設置により、障害者割引のスムーズな処理を可能としている。また、異常発生時の対応も可能である。



全景



近景(ディスプレイ部、カメラ部)



# 車いす使用者用駐車スペースに対する配慮事項

- 車いす使用者用駐車スペースへの配慮事項として、雨天時の利便性確保や大型化する福祉車両への対応が求められている。
- 調査対象の病院では、平面式駐車場の車いす使用者用駐車スペースにおいて、屋根が設置されている駐車場台数は約1割。
- 調査対象の病院では、立体式及び地下式駐車場の車いす使用者用駐車スペースにおいて、有効高さが2.35m以上ある駐車場台数は約3割。

## 【調査対象】

- ・地方公共団体が開設者(運営者)である医療法上の病院
- ・地方公共団体が解説者(運営者)でない医療法上の病院で、附置義務駐車施設として地方公共団体へ届出があり、施設状況を把握しているもの

## 【調査内容】

車いす使用者用駐車スペースについて、

- ・平面式駐車場の場合は、屋根の設置の有無と高さ
- ・立体式及び地下式駐車場の場合は、内空高さを調査 (調査基準日:平成27年4月1日)



【福祉車両(例)】

集計病院数(箇所数)	1166 箇所
車いす使用者用駐車施設設置有	1042 箇所
車いす使用者用駐車施設設置無	124 箇所

## 【参考】

病院数 8,485箇所  
 (平成27年3月末時点)  
 (厚生労働省 医療施設調査)

## 平面式駐車場における車いす使用者用駐車スペース

車いす使用者用 駐車場	全体	うち屋根有	
		うち高さ2.35m以上	
箇所数	996	166	132
台数	4,707	610	505

## 立体式及び地下式駐車場における車いす使用者用駐車スペース

車いす使用者用 駐車場	全体	うち入口及び内空高さ2.35m以上	
箇所数	73		29
台数	514		164

## 4. 駐車施設附置義務の弾力化

---



# 駐車施設附置義務の弾力化

## ■ 都市の交通実態に即した路外駐車場の整備を推進するための措置（駐車場出入口規定の弾力化及び駐車場附置義務の弾力化）について（技術的助言）

平成16年7月2日国都街第18号  
都道府県、政令指定都市の駐車場担当部局あて国土交通省都市・地域整備局街路課長通知より抜粋

### (1) 附置を義務付ける駐車施設1台あたりの床面積（原単位）について

標準駐車場条例第25条等において示している原単位は、一応の目安を示したものに過ぎず、従来より、条例の制定にあたっては、各都市における効果・影響等についての十分な調査の下に適切な原単位を設定されたい旨示していたところではあるが、今般この趣旨を徹底し、**地方公共団体の独自の政策判断に応じた設定を推奨**するため、**標準条例における原単位は、あくまでも参考**である旨を明確にするためとして表現の適正化を図ったので、原単位の設置・変更にあたってはこの旨改めて十分に留意されたい。

### (2) 特定の地区毎に別途の駐車施設附置に係る基準を設定することについて

標準駐車場条例第25条第2項及び第25条の2第2項において、**特定の地区ごとに別途の基準値を設けることを可能**とした趣旨は、地区の交通特性や建築物の用途等によって駐車需要の発生に大きな違いがあることに加え、既存駐車場の有効活用方策や地区内の交通処理計画の内容に応じ、新たに設置すべき駐車施設の量が変わることから、基準の合理化を推進するものである。

したがって、別途の基準を設ける地区の設定及びその地区における基準値の設定にあたっては、十分な調査の下に、**その地区の実態や地区交通計画等を踏まえて**行われたい。

## ■ 標準駐車場条例の改正に関する技術的助言

平成24年12月4日国都街第117号  
都道府県、指定都市の駐車場担当部  
局あて国土交通省都市局街路交通施  
設課長通知より抜粋

### 2. 駐車場法の特例措置以外の事項について

#### (2) 地域の駐車需要に応じた附置義務の柔軟な対応について

現在、駐車施設附置義務の原単位は、地域別・建築物の用途別に、適用地域全域に均一に適用されている場合が多く見られるが、適用地域内では公共交通機関への近接性等により駐車需要に差異が見られる場合がある。この場合、**附置義務の対象地域を細分化し、地域毎に異なる原単位の適用をすることが適当**と考える。

(第25条第3項第1号関連)

また、例えば大規模な建築物の開発事業に関し、開発の行われる地区の特性を踏まえ、周辺の交通対策を含めた総合的な計画の中で駐車需要量が予測され、必要な駐車施設の台数が算定される場合には、当該算定方法を活用することが適当と考える。このため、今般の標準駐車場条例においては、第25条第3項を改正して新たに第2号を追加したところ、第2号の「規則」には、この考え方を踏まえた建築物の規模及び駐車施設数の算定方法(具体的には、国都調第12号(平成19年3月30日)により通知している「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」を想定)を記載されたい。(第25条第3項第2号関連)

#### (3) 特定の地区毎に別途の駐車施設附置に係る基準を設定することについて

地域の公共交通の整備状況や道路交通の状況等を踏まえ、**附置義務の基準を緩和する場合、既存の附置義務駐車施設に対して当該新基準を適用し、既存の附置義務駐車施設の保持・管理の義務付け基準を緩和することは可能**である。この場合、新たな附置義務基準の適用状況を把握する観点から、建築主から駐車場部局への届出等の手続を設けることが適当であり、当該手続を条例改正時の附則として規定することが適当である。

(附則第3項及び第4項関連)

## ○ 第25条第1項

標準駐車場条例で示している附置の原単位は、あくまで「目安値」

→ 駐車実態等を踏まえ、地域・地区の特性に応じて適切に原単位を設定が必要



大規模開発マニュアル改訂を踏まえて、事務用途等の「目安値」の原単位を緩和

人口規模	用途	改正前	改正後
100万人以上の都市	事務用途	200m <sup>2</sup> /台	<u>250m<sup>2</sup>/台</u>
50万人以上100万人未満の都市		150m <sup>2</sup> /台	<u>200m<sup>2</sup>/台</u>
50万人未満の都市		150m <sup>2</sup> /台	<u>200m<sup>2</sup>/台</u>
	特定用途※	150m <sup>2</sup> /台	<u>200m<sup>2</sup>/台</u>

※特定用途…百貨店その他の店舗及び事務所を除く特定用途

## ○ 第25条第3項

鉄道駅等に近接する建築物については、その他の建築物より、一定程度原単位を緩和できる旨を明文化

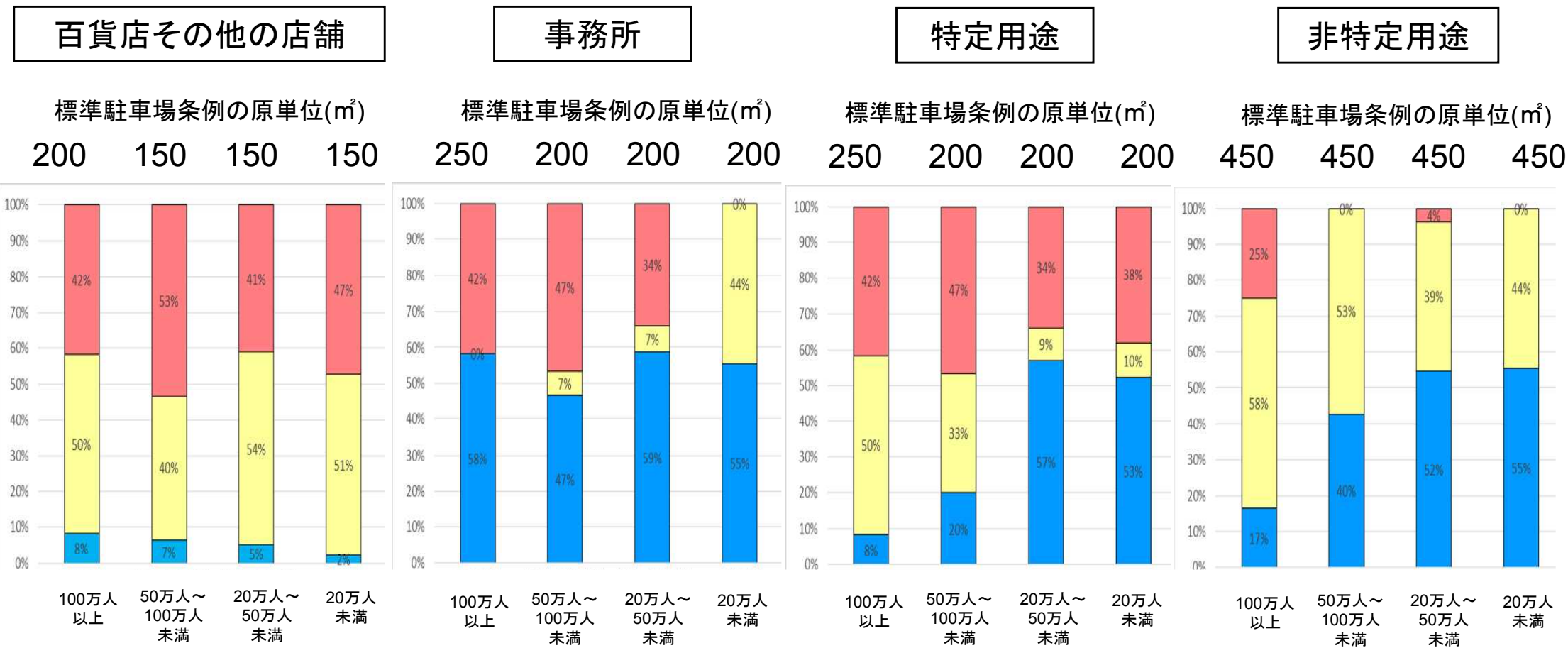


### 附置義務の原単位を緩和できるパターン(今回(3)を追加)

- (1) 市長が特に必要と認めて、別に附置義務基準を定めた地区において、当該基準により駐車施設を附置する場合(地域特性型)
- (2) 一定規模を超える建築物の建築を行う場合に、周辺の交通特性等を踏まえて、規則で定める方法(例えば、大規模開発マニュアル)により算定された台数の駐車施設を附置する場合(個別評価型) ※平成24年追加
- (3) 鉄道駅やバスターミナルからの距離等を考慮して駐車需要が低いと市長が認めた建築物について、市長が定める割合をもとに算定した駐車施設を附置する場合(公共交通近接型)

# 附置義務台数算定基準(自動車)の傾向

■ これまでに制定された附置義務条例の原単位(附置義務1台あたりの床面積)の集計結果



標準駐車場条例と比較して原単位が、■ 小さい(強化) ■ 同じ ■ 大きい(緩和)

【国土交通省調べ(平成27年3月末現在)】



# 附置義務基準の見直し

## ■ 神戸市（平成27年12月施行）

- ・用途区分毎の附置義務駐車場の基準値（附置を義務づける駐車施設1台当たりの床面積）の見直し

### ○ 改正内容

対象地区	用途	改正前	改正後
駐車場整備地区又は商業地域・近隣商業地域	百貨店その他の店舗	200㎡/台	200㎡/台
	事務所	300㎡/台	350㎡/台
	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所を除く）	250㎡/台	350㎡/台
	非特定用途（住宅を除く）	450㎡/台	550㎡/台
周辺地区	特定用途	250㎡/台	350㎡/台

## ■ 八戸市（平成25年10月施行）

- ・ 一般車両の駐車施設の附置義務を廃止  
（荷捌き駐車施設の附置義務制度については存置）
- ・ 建築物の敷地外に駐車施設を設けることができる特例を廃止

### ○ 改正背景

中心市街地をはじめ条例適用地域内では、条例に基づく駐車施設の附置や民間駐車場の立地により、駐車台数は十分に確保されていることに加え、近年の自動車交通量の減少などから、駐車場不足による交通渋滞は解消されていることより、駐車需要の現状を踏まえ、駐車施設の附置義務の基準を一部改正

# 公共交通利用促進策による附置義務台数の緩和

## ■ 神戸市（平成27年12月施行）

中央駐車場整備地区に位置する建築物を対象に、公共交通機関の利用の促進に資する措置を実施する建築主に対して、駐車施設の附置義務を緩和

（公共交通利用促進措置）

- ・従業員のマイカー通勤の規制
- ・駅やバス停から建物までの分かりやすいマップの表示・冊子配布
- ・公共交通利用者への割引サービスや特典の付与
- ・建物内に公共交通の時刻表の表示・冊子配布
- ・公共交通利用者への商品配送サービス
- ・サイクルシェアリングの導入
- ・鉄道駅への地下通路等の接続
- ・公共交通利用者への運賃の補助
- ・カーシェアリングの導入
- ・駅やバス停からの送迎バスの実施

## ■ 金沢市（平成21年7月施行）

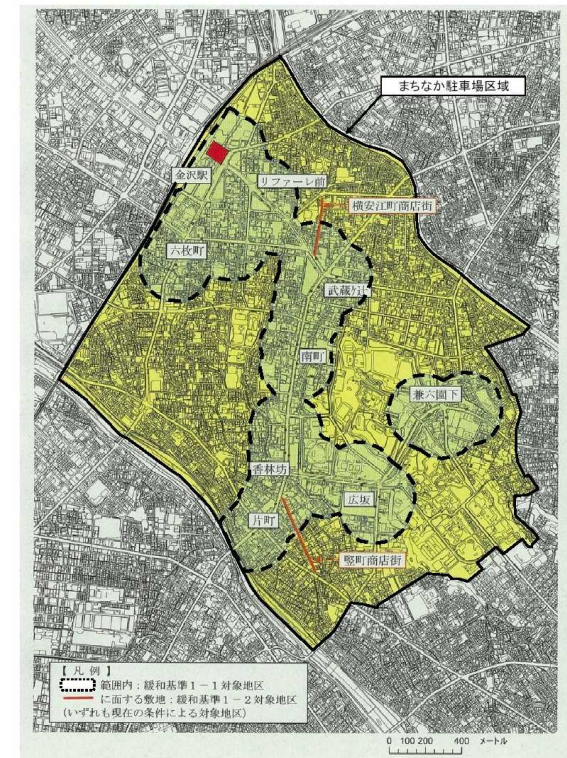
公共交通の利便性が高い場所等の駐車施設の設置が好ましくない場所において建築物を新築するにあたって、施設利用者への公共交通の利用の促進等の取組が行われる場合は、駐車施設の附置義務を緩和

（緩和対象となる取組）

下記いずれかにより、施設利用者に対して公共交通の利用の促進等を図るとともに、その取組を周知すること

- ・バス停におけるバス待ち環境整備
- ・エコポイント券の利用促進
- ・バス券、タクシー券の配布、
- ・施設専用バスによる送迎
- ・カーシェアリングの導入
- ・施設入居者のマイカー通勤の原則禁止
- ・その他公共交通の利用の促進及び自動車の利用抑制に資すると判断される取組

まちなか駐車場区域における交通利便性が高いバス停と圏域図



# 公共交通利用促進策による附置義務台数の緩和

## ■ 京都市（平成23年5月及び平成24年5月施行）

駐車施設を附置すべき者で、建築物の利用者に対する公共交通機関の利用促進を行おうとするものは、附置すべき駐車台数から、公共交通利用促進措置により減少することが見込まれる自動車利用者の数に応じて、駐車台数を減じることができる。

### ○ 適用地区

市内の全鉄道駅(130駅)から500mの範囲

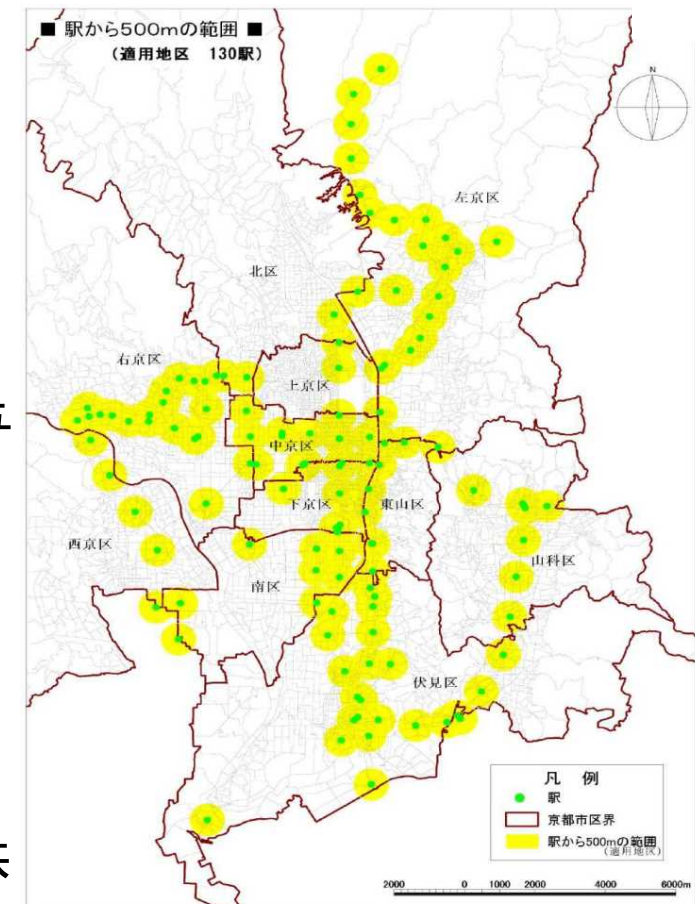
### ○ 適用対象建築物

特定用途の建築物

※ 但し、工場用途の建築物は全市域に適用

### ○ 公共交通利用促進に資する措置

- ・ 公共交通利用者への割引サービスや特典の付与
- ・ 公共交通利用者への運賃の補助
- ・ 公共交通利用者への商品配送サービス
- ・ 公共交通利用促進についての広報の実施
- ・ 鉄道駅への地下通路等の接続
- ・ 駅への施設専用バスによる送迎
- ・ 建築物への自動車による通勤の禁止
- ・ 建築物内における公共交通機関の位置情報提供システムの導入
- ・ その他、公共交通利用促進に資すると認められるもの





# 附置義務条例の改正に関する調査結果

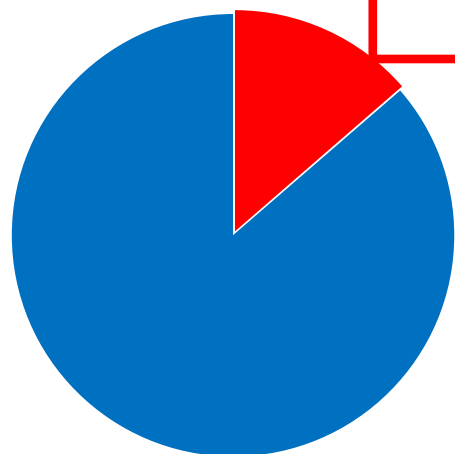
○ 附置義務条例の改正に関しては、「原単位の見直し」や「自動二輪車を対象に追加」、「特定地区の設定」等が検討されている。

## 改正について検討している事項

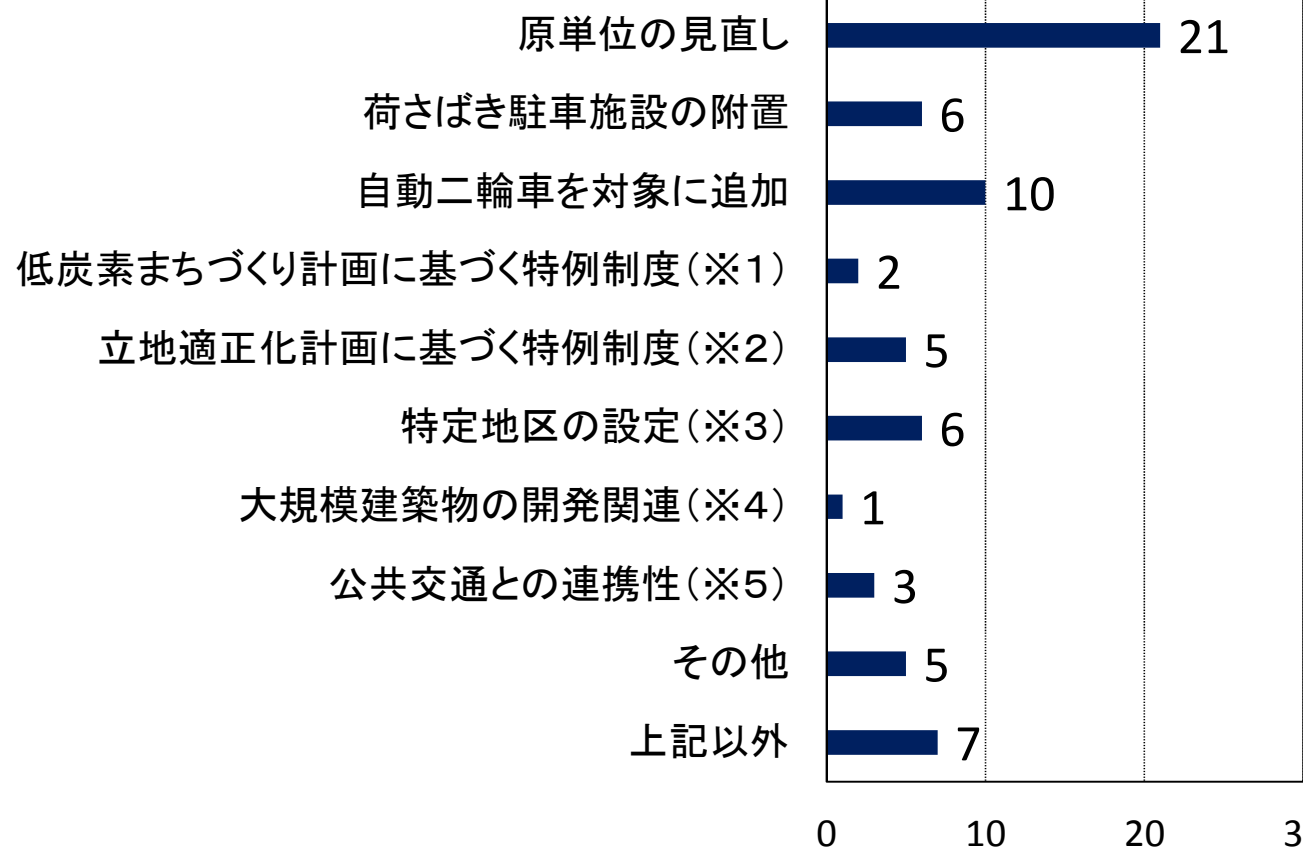
(複数回答)

## 附置義務条例の改正

予定している  
27



予定していない  
171



調査対象 N=198  
 東京都:市区(N=49)  
 東京都以外:附置義務条例制定済の市町村(N=149)

平成27年8月 国土交通省調べ

※1:標準駐車場条例第24条の2関連(都市の低炭素化の促進に関する法律)  
 ※2:標準駐車場条例第23条の2関連(都市再生特別措置法)  
 ※3:標準駐車場条例第25条第3項第1号関連  
 ※4:標準駐車場条例第25条第3項第2号関連  
 ※5:標準駐車場条例第25条第3項第3号関連



## 5. 駐車場法施行令の改正について

---

# 学校教育法の改正に伴う駐車場法施行令の改正

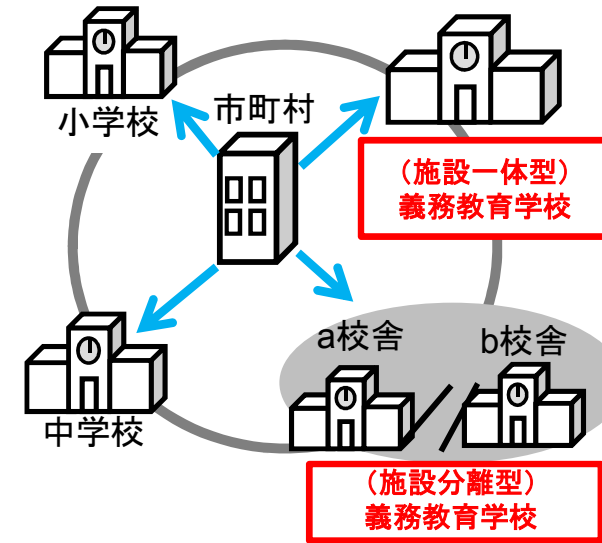
## 背景

- 平成28年4月1日より学校教育法の一部が改正され、現行の小学校・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が創設されることに伴い、駐車場法施行令の一部を改正することとなった。

## 改正の概要

- 駐車場法施行令第7条は、路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準が定められており、幼稚園、小学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20メートル以内の道路の部分においては、路外駐車場の出口及び入り口を設けてはならない旨規定しており、「義務教育学校」を追加するものである。
- 駐車場法施行令第7条第1項第1号ハにおいては、路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準について規定しているが、これは交通道德について判断能力を欠く児童の集中する施設付近において児童を保護するという趣旨により規定されている。
- 義務教育学校には、「施設一体型」及び「施設分離型」が存することになるが、「施設分離型」においても学校行事等において前期課程がその施設を利用する可能性があることから、「施設一体型」や「施設分離型」等の施設の形態を問わず、一律に当該基準の適用対象とした。

(参考:義務教育学校のイメージ)



## 参考

○ 駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)(抄)

(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)

第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口(路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路(道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。)の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)及び入口(路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)に関するものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

イ、ロ (略)

ハ 幼稚園、小学校、**義務教育学校**、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。)

ニ～ホ (略)

2～4 (略)

# 参考 駐車場法の改正等の経緯

---

## 駐車場法に関する主な制度拡充経緯

昭和30年代に入って、自動車保有台数の増加、自動車交通量の増加に伴い、路上駐車の問題が起こり、路上駐車規制とともに、駐車施設を整備する必要性が生じる

### ● 昭和32年(1957年) 駐車場法制定

- ・ 駐車場整備地区を指定し、路外駐車場の設置を促進
- ・ 駐車施設の附置義務制度
- ・ 駐車場の構造、設備、管理について適切な水準の確保のための基準

※ 自動二輪車、軽自動車は占有面積が小さいことから対象外



### ● 昭和37年(1962年) 駐車場法の一部改正

- ・ 軽自動車を対象  
(外見上、一般の自動車と大差がないこと、所有台数の飛躍的な増加)



### ● 平成3年(1991年) 駐車場法の一部改正

- ・ 駐車場整備地区の対象区域の拡大
- ・ 駐車場整備計画の創設
- ・ 附置義務対象建築物の規模下限の引き下げ





● 平成6年(1994年) 標準駐車場条例の改正

- ・ 荷さばき駐車場の附置義務を可能



● 平成16年(2004年) 標準駐車場条例の改正及び駐車場法施行令の改正

- ・ 附置義務制度の性能規定化
- ・ // ローカルルールの採用
- ・ // 隔地駐車場の積極的な活用
- ・ 路外駐車場の出入口設置の緩和



● 平成17年(2005年) 駐車場管理規程例の策定

- ・ 駐車場の管理運営の適正化及び利用者の保護を目的



● 平成18年(2006年) 道路交通法の一部改正

- ・ 放置車両についての使用者責任の拡充、取締関係事務の民間委託

● 平成18年(2006年) 駐車場法の一部改正

- ・ 自動二輪車を法律の対象に追加、あわせて標準駐車場条例を通知



● 平成24年(2012年) 都市の低炭素化の促進に関する法律の制定

- ・ 附置義務駐車施設を計画的に集約化、あわせて標準駐車場条例を通知



- 平成26年(2014年) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の制定
  - 路外駐車場の配置適正化
  - 附置義務駐車施設の集約化
  - 標準駐車場条例を通知
- 平成26年(2014年) 駐車場法施行規則の一部を改正する省令の制定
  - 駐車場法施行令第15条に基づく大臣認定制度の下で、同条に規定する特殊の装置(機械式駐車装置)の構造・設備と併せて安全性を確保するために必要な機能についても一体的に認定を行う仕組みを構築
  - 安全機能に係る認証に際して第三者機関の技術的知見を活用する仕組み(登録認証機関制度)の創設
  - 標準駐車場条例を通知